

茂原市農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時 令和5年3月13日(月) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 齋藤輝児	2番 小川克巳
3番 糸久敏秀	4番 蒔田定雄
5番 中村正明	6番 小高一夫
7番 光橋正人(第二小委員長)	8番 八角徳政(第一小委員長)
9番 杉浦文子(第二副小委員長)	10番 秋葉仁喜(会長職務代理者)
11番 鬼島一郎(会長)	12番 浦島京子(第一副小委員長)
13番 石井利明	14番 加藤古志郎

出席推進委員 10名

小高 明	森川 善仁	富田 和男	中澤 英夫
深山 文雄	風戸 茂樹	古山 光雄	早川 昇一
深山 理	矢部 友一		

4 事務局職員 6名

事務局長 高貫 敦	局長補佐 丸島 浩二
副主幹 加藤 栄一	係長 片岡 雄一
主査 吉田 茂則	主事 酒井 嵩文

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 7件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 5件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- ・茂原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- ・令和5年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認について

6 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について
地目変更登記申請に係る照会について
軽微な農地改良の届出について
農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
その他

7 総会要旨

局長

定刻となりました。本日はお忙しい中、第4回総会にご参集頂きましてありがとうございます。始めに本日の総会の出席者は農業委員会法第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございましたので本総会は成立することをご報告いたします。

本日の案件につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が7件、農地法第5条の規定による許可申請ですが、6件ございましたところ1件取下げの申出がございましたので5件となり、計12件、続いて農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の設定についての承認について、茂原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、そして令和5年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についてを審議して頂きまして合計15件となります。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則により、会長が議長となることから議事の進行を会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

会長

それでは、ただ今より茂原市農業委員会第4回総会を開催いたします。議事に入る前に本日の議事録署名人について、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は8番八角委員と9番杉浦委員にお願いしたいと思います。なお議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

それでは、農地法第3条の許可申請について、1号議案から6号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

1号議案です。申請地は御蔵芝字高橋地先、田865㎡を売買しようとする申請です。買受人は御蔵芝の★★さん、売渡人は粟生野の★★さんです。申請理由は、申請地は現在買受人が耕作しているためとのことです。買い受ける農地にて、水稻の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター4台、管理機、ロータリーを所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬等の使用方法など、地域のきまりに従い耕作したいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして2号議案です。申請地は清水字本郷地先、田567㎡を売買しようとする申請です。買受人は大網白里市の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由は、申請地は自作地の隣接にあり、耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて、稲の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地は市内にはありません。また大網白里市に耕作地があり、大網白里市農業委員会より耕作証明書が提出されております。耕作地の中に遊休農地がないか農業委員会に確認したところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、利用状況調査による遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、トラクター2台、田植機、コンバインを所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬の使用方法等、気を付けて耕作したいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は鷺巣字前田地先、畑304㎡を売買しようとする申請です。買受人は鷺巣の★★さん、売渡人は鷺巣の★★さんです。申請理由は、申請地は自宅から近く、耕作しやすいためとのことです。買い受ける農地にて、落花生その他の作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機、田植え機、コンバインを所有しています。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、地域のきまりに従い耕作し、地元の作業などは率先して参加したいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案ですが、5号議案と買受人が同じですので併せて説明いたします。申請地は4号議案が、鷺巣字高田地先外2筆、田1, 776㎡を売買しようとする申請です。なお外2筆については、申請地は上茂原字王子宮地先です。5号議案は、上茂原字王子宮地先、田97㎡です。売渡人は4号議案が鷺巣の★★さん、5号議案は鷺巣の★★さん、買受人は鷺巣の★★さんです。申請理由は、申請地はいずれも自宅から近く、管理しやすいためとのことです。買い受ける農地にて、鷺巣地先には水稻、上茂原地先には果樹の作付けを計画しています。先日の小委員会では、両方とも水稻で申請されており説明しましたが、上茂原地先は、水の確保が難しいことから果樹に変更になりました。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、田植え機を所有しています。労働力、技術については、世帯員1名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬の使用方法等、地域のきまりに従い耕作したい、とのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして6号議案ですが7号議案と交換の申請になりますので併せて説明いたします。申請地は六ツ野字櫻園西地先、田50㎡と畑50㎡を交換しようとする申請です。譲受人は6号議案が六ツ野の★★さん、7号議案が六ツ野の★★さん、譲渡人は、それぞれその逆です。申請理由は、申請地はそれぞれ自作地についており、交換することによってお互いの利便性が良くなるためとのことです。譲り受ける農地にて、田は水稻を、畑は露地野菜を作付する計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在、両名が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有について、★★さんはトラクターを所有しています。★★さんは耕運機を所有しています。労働力、技術について、★★さんは世帯員2名、★★さんは1名で従事しております。農作業常時従事要件については、共に従事日数150日以上となっております。下限面積要件についても、共に50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬の使用方法等、地域のきまりに従い耕作したいとのことです。なお、申請地は自作地に接しているので支障はないだろうとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。説明は以上です。

会長

それでは、小委員会からの報告をお願いします。

第二
小委員長

それでは小委員会の審議結果を報告いたします。最初に1号議案ですが、既に買受人が耕作しており、買い受けてそのまま継続して耕作をされるということですので

で許可の判断となりました。次に2号議案は、こちらも買受人が既に耕作しているような状況ですので、同じく許可としております。次に3号議案ですが、畑と道路に段差があるという意見がございましたが、耕作するには支障はないのではないかとということで、許可で判断しております。続きまして、4号議案と5号議案は、同じ買受人ですが、現在申請地は適正に管理されており、今後は買受人が耕作をするということですので許可ということで判断しております。続きまして6号、7号議案は、お互いの田と畑を交換するということですが、それぞれが畑と田に隣接したところに所有しており、それを交換することで耕作条件が良くなるということですので許可で判断しております。

会長 それでは審議に入ります。まず1号議案ですが、地元の★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ★★さんと★★さんは親戚同士でございまして、申請地は★★さんがちゃんと耕作されておりますので問題はないと思います。

会長 現地調査もしております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は、★★委員と見に行きまして、売渡人の★★さんにも直接お話を伺いました。先程の小委員会からの報告のとおり、現在も買受人の★★さんが耕作をしているとのことですので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは1号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案は許可ということで決定いたします。続きまして2号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 買受人の★★さんが耕作しておりますので、問題はないと思います。

会長 現地調査をしております。★★委員いかがですか。

★★委員 小委員会にて現地調査をいたしましたが、買受人の★★さんはこの隣接に耕作している土地があるということで、今後も耕作していくということでありますので許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは2号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案は許可ということで決定いたします。続きまして3号議案です。現地調査をした★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は畑ですが、道路付きではあるんですけど、道路との高低差があつて、畑は高いところにあります。ただ、今までもその状態で耕作をされておられたようなので、許可でよろしいかと思ひます。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 ここは、★★さんの畑が隣にあるので、やりやすくなるのではないかと思ひます。ちょっと高い所ではありますが、★★さんも体調を崩されていますので良いと思ひます。許可でよろしいかと思ひます。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは3号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それで

は3号議案は許可ということで決定いたします。続きまして4号議案と5号議案ですが、同じ買受人ですので一括して審議したいと思います。こちらも現地調査をしております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

現場を見ますと、4号議案は、ちょっとロータリーをかければ耕作が可能な状態だと見受けられましたので許可でよろしいかと思えます。5号議案については、住宅地のちょっと奥まった所なんですけれども、先程、果樹ということで説明がありましたので、果樹ならばここで耕作はできるのかなと思えますので許可でよろしいかと思えます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

4号議案は、ちょっと荒れていますけれども、すぐに田んぼになるようになっており問題ないと思えますので許可よろしいかと思えます。5号議案は、今は畑みたいになっていまして、果樹ということですから許可でよろしいと思えます。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは4号議案と5号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは4号議案及び5号議案は許可ということで決定いたします。続きまして6号議案と7号議案です。交換の案件ですので、一括して審議します。★★委員いかがですか。

★★委員

★★さんと★★さんは耕作条件を良くされるためとのことですので、特に問題はないと思えます。

会長

現地調査をしております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員

6号議案と7号議案につきましては、先程説明がありましたように、お互いの土地の部分的に付いている所を耕作しやすいように交換をするということですので、それぞれ許可でよろしいと思えます。

会長

他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは6号議案及び7号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは6号議案及び7号議案は許可ということで決定いたします。続きまして、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、9号議案は取下げの申出があったとのことですので、9号議案を除いた8号議案から13号議案までの説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに8号議案です。申請地は、本納字富士見台地先外1筆、田2, 696㎡、農地以外の土地1, 212.59㎡、合計3, 908.59㎡です。大網白里市の★★さんが、本納の★★さんから土地を買い受けて、貸駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、申請地の隣接の★★さん及び北側道路を挟んだ向かい側の★★さんより駐車場として借り受けたい旨の要望があったためとのことです。事業計画として、駐車場68台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、県地域環境保全課に特定事業事前計画書、市土木管理課及び県長生土木事務所にて道路工事施行承認申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、平均約5.68mの埋立てを行ない、2mの緩衝地を設けたうえで隣接との

境界に高さ1mの外柵を設置するとのことです。排水は雨水のみです。排水は雨水のみで、東側に土堰堤、南側にU字溝及び雨水柵を設置し、既設管に接続し放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

なお、小委員会にて質問がありました県の特定事業に係る埋立ての書類の進捗状況に関しては、確認したところ、近隣住民への説明会を実施して、説明会が済んだ後、今回の特定事業に係る許可申請の本申請に進むこととなるとのことです。また、土質調査に関する質問ですが、県地域環境保全課に確認したところ、現状の土の調査を行った後、表土の調査を行い、最後に埋立て後に土質と水質検査を行うとのことで確認しております。

次に9号議案ですが、先程、説明があったとおり、今回は資金計画の目途が付かないため申請の取下げをされる申し出がございました。

続きまして10号議案です。申請地は、茂原西地先、畑273㎡です。高師台の★
★さんが、高師の★★さんから使用貸借の権利の設定により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、アパートに住んでいるものの、子供の成長に伴い手狭となったことから、環境が良く妻の父が所有する土地を借り住宅を建築したいためとのことです。事業計画として、建築面積61.23㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は、大芝字二八丁歩地先、畑100㎡と農地以外100㎡、合計200㎡です。三ヶ谷の★★さんが、大芝の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、子供が大きくなり、貸家が古く良い環境とは言えないことから、申請地は周囲が宅地化されており最適地と判断したためとのことです。事業計画として、建築面積57.96㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課に道路工事施行承認申請書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、整地のみです。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、大芝二丁目地先、畑137㎡、農地以外62.33㎡、合計199.33㎡です。千代田町の★★さんが、船橋市の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、区画整理地内にあり住環境が良いためとのことです。事業計画として、区画面積199.33㎡の宅地1区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず整地のみです。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号議案です。申請地は、長尾字芝地先外1筆、畑1, 186㎡です。市原市の★★さんが、長尾の★★さんから土地を買い受けて、長屋住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、市街地に隣接しており、交通の便が良く、商業施設が増え、アパート経営の適地であるためとのことです。事業計画として、建築面積258.63㎡及び建築面積150.30㎡の長屋住宅2棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市土木管理課に道路工事施行承認申請書が、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、敷地内の発生土を流用し、整地するとのことです。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。★★より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。説明は以上です。

会長 次に小委員会からの報告をお願いします。

第二小委員長 小委員会の審議結果を報告します。8号議案ですが、この場所は申請部分がかなり低い状況となっており、道路との高低差が5メートルぐらいあるのではないかと思われますので、これにつきましては、盛土の高さがあまりにもあるので、どのような砂を使っての埋め立てなのか、またそれに対するしぼり水や安全対策等、いろいろ懸念される意見が出たのですけれども、最終的に小委員会としては、あくまで農地法における5条申請としては、懸念された埋立てや安全対策等に関しては、関係法令により、それぞれ所管する部門が審査や指導をすることを前提に農地法に則って判断した場合、許可相当と決しました。続きまして9号は取り下げということですので、10号議案ですが、ここは住宅地を形成することを目的に区画整理された場所ですので許可相当、11号議案も周りが既に住宅地となっておりますので許可相当、12号議案も土地区画整理事業地内で住宅用地とされることから許可相当とそれぞれ判断しております。続きまして、13号議案ですが、前面道路の幅がちょっと狭いということで、いろいろ意見があったのですが、セットバックして道路幅を確保して建設されるということで許可相当で判断しております。

会長 それでは順次審議をします。まず8号議案ですが、現地調査をしております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所は本当にどん底ですごい場所なんですよね。今回、駐車場として欲しいと言ってる隣接の★★さんが転用して埋めた時は、よく埋めることができたと思うほどすごい所なんです。小委員会でも意見を交わしましたが、農地法の解釈からすれば、第2種農地ですし、前回、★★さんも埋めているので、許可相当だと思います。ただ、埋立てをする砂の安全面に関して、これは農業委員会が関与することではないかもしれませんが、前にも他の案件で同じく砂を埋めたことにより、そのしぼり水で、近くの田んぼが2枚ぐらいだったと思いますが、収穫にならない事例がありますので、そういう点については、十分注意していただきたいことと、最近では予想もしないゲリラ豪雨等もありますので、それにより下の方の人たちに迷惑が

かからないような措置が必要だと思います。それから、住民説明会をやって、埋めてから土質検査をするというような説明でしたが、入れてからではなく、入れる前にも検査をするのでしょうか。

事務局 埋める前にも土質の検査をして、埋め立てた後にもまた再度検査をするということです。

★★委員 そういうことですので、意見としては、先程のとおりでございますが許可相当でよろしいかと思えます。

会長 他にご意見ございますか。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 今、★★委員がお話しされた意見は私もそのとおりだと思うんですけども、★★委員が話されたとおり、数年前に再生土を埋めた場所からしぼり水が流出して、隣接の稲が赤くなってしまい、収穫ができなかったという事例がありました。私も現地へ駆けつけて悲惨な状況を見て驚いた記憶がございます。その時は、周囲も騒然となり、会議を開いたりして農業委員会も連携を取りながら、事が起きてからでは遅いと感じました。農地法の5条の申請ですので、農地法に基づいて判断するというのは当然だと思いますが、やはり、これだけの場所ですので、安全面とか、周辺住民へのきちんとした説明が必要かと思えます。その上で地元の人が一番知ってると思うので、様々な意見が出ると思うのですが、事務局が把握してる範囲で結構なので状況を教えていただきたい。それと、先程もご意見がありました、盛土される土の種類はどういうような土で対応するのか併せて教えて下さい。

事務局 まず住民説明会については、これから特定事業の方で説明会をすることとなっております。あくまで農地転用としての説明要件としては、隣接の土地所有者に説明をする必要がありますので、先程の説明でもお話ししたとおり、隣接農地所有者は1名おりますので、その方には説明をして確認を終えているということで、申請者から確認しております。砂の種類につきましては、今回はあくまで予定となるのですが、東京の方でのビルの新築工事に伴って出る砂になりまして、砂の性状としましては、砂質シルトという粘土質の砂を持ってくる予定となっております。

★★委員 実際に説明されているのは、その隣接土地所有者の1名ということですか。

事務局 今回の申請に関しては、申請地に接している農地があり、現状確認できる範囲として1名いらっしゃいますので、その1名の方には農地転用を行う上で説明して頂く必要がありますので、その方には説明しております。

★★委員 やはり、今までいろいろな問題があって、住民説明会は大切だと思うんです。隣接所有者1名だけではなく、先程もお話ししたとおり、だいぶ大きく盛土をされるので事が起きてからでは遅いため、住民へ説明をする意義は重要であると思えます。他の委員の方の意見もあると思えますが、私は住民説明会で地元の声をやはりもう少し聞いてから判断した方が良いのではないかと思います。

会長 地元説明会はこれからやるということですよ。

事務局 現状の申請としては、まだ事前協議の計画書の申請が出されている段階ですので、説明会はこれからとなります。

会長 ★★委員から地元説明会の必要性のお話でしたが、この特定事業に関しての地元説明会の確認をする担当部署はどこになりますか。

事務局 それにつきましては、千葉県と市の環境保全課が所管となります。

会長 入れる砂の検査も所管でされるんですよね。

事務局 そうなります。

会長 今回はいろいろな場所から砂が持ち込まれないということで良いですか。

事務局 今回の申請では持ってくる砂は一箇所の所から持ってくる計画になっています。

会長 ★★委員、ご意見があればどうぞ。

★★委員 場所がすごい所なので、相当な大規模工事となると思います。通行する子供達等が事故に合わないよう安全面に関しても細心の注意を払っていただきながら、説明会や調査を進めていただきたいと思います。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 大きく分けると2つの問題があって、1つ目は盛土に対する安全性の問題と、2つ目はその埋める砂の土質に関わる環境問題になると思うんですよ。一番上流部の交差点の三差路になっている場所の埋め立ての時は、かなり農業委員会でも揉めて、県との協議でもかなり時間がかかったと思います。ですから、結論は農業委員会としては先延ばしになったと思います。あの時の転用目的は、家を建てる目的であったので、盛土の安全性を懸念して大丈夫なのかと、かなり時間をかけた記憶があります。私としては、5条は転用の目的があるので、その目的を満たすだけの、ちゃんとした盛土が大丈夫なのかっていうのは農業委員会の判断でもあると思っています。ですから、県が直接、それに関する判断をするにしても、それを確認しないうちに判断するのは早計だと思います。それと、この理屈で言いますと、5条だけで考えれば下部のため池の鞆戸池まで転用となりますよね。そうしたときに、この辺一帯がそういう形で、ある業者だけがやった場合に、今、盛土に関しては非常に大きな問題になっていますよね。特にインパクトがあったのが熱海市の盛土の事故ですが、そういう形で積み上がっていった、どの機関が許可をして、あのような事故となったのかと言われ、県と市がお互いにどちらの責任か問いているというふうになっているわけですから、私としては、このまま鞆戸の堰まで埋め立てが行われた場合に、どうなってしまうのかという心配があります。だから、今ここで十分な審議、検討を加えた上で判断をすべきではないかと思っています。それと盛土の土質の問題ですが、前に被害が出た話は皆さんもご承知のように、あそこで耕作はできなかつたし、その下流部の稲は全部、出荷停止の処分となったわけですよね。やはり、農業委員会としてはその辺も十分慎重に検討して判断する必要があると思います。それを審査したり、許可をする権限は県にあるとしても、その辺のことを十分確認の上で判断するのが私は必要だと思うんです。行政手続法上、早く審議をして結論を出さないといけないというのは分かりますが、そういう問題ではないんじゃないかなというふうには私は思います。

会長 ★★委員、どうぞ。

★★委員 高盛土ということで★★委員からもお話がありましたが、それと他に大きな問題として、盛土からのしぼり水は農業委員会の範疇ではないとのことではありますが、仮に下流の堰の水が農業用水として使ってるのであれば、農業委員会としては関係性があるので、きちんと協議をしないといけないと思います。隣接には影響しなくても、下流にある堰が使用されているのか分かりませんが、使用されているのであれば影響するのではないのでしょうか。

- ★★委員 ★★を通していると思いますよ。
- ★★委員 そういうことであれば、その観点は払拭できませんので、慎重なる審議をしなければならぬと思います。あと円弧滑りが必ず起こるし、周り、上も切っておりますから、かなり水が入ってくるということが想定されます。ということになると排水対策、これは県の問題ですけれども、それも出てくるので、農業委員会としては、ため池の状況の話の踏まえて、業者さんにもお話をされて協議された方がよろしいのではないかと個人的には思います。
- ★★委員 ★★委員から以前埋め立てた場所も十分時間をかけて審議をされたということでお話がありましたが、だいぶ前のことであるので、事務局はその経緯は分かりますか。
- 事務局 古い案件となるので、調べてみないと分かりません。
- ★★委員 5条の転用としては許可相当と判断するのかなと思うのですが。ただ、条件として、先程から意見が出ている環境の問題とか盛土の安全性とか、その確認は農業委員会の審議から離れるものではあるのかと思うのですけれども、何かしら、そういった条件を県の方に申し入れをすることはできるのでしょうか。
- 会長 事務局いかがですか。
- 事務局 今、審議されている内容は2通りのご意見だと思いますが、1つは砂の性質が周囲や下部の農地へ与えてしまう影響と盛土の安全性を懸念しているご意見が委員会で出ているので、それは農業委員会の範疇ではないのですけれども、そういったことが懸念されるという意見を意見書に附して許可相当として県に送付するのか、又は、隣接農地の所有者は知っているのですが、まだ下流の農地の方は知らず説明をされていないので、それがどう影響を及ぼすか分からないという懸念があるということで、もう1ヶ月保留するかということだと思います。ですので、意見書には委員会の意見を附して県に送ることは可能です。
- ★★委員 周りの方は現場を整理し始めているので、何を始めるのか話をされていて知っていると思いますよ。
- 会長 申請が保留となることで申請者にはどのような不都合が生じますか。
- 事務局 申請者は、特定事業につきましては4月中に終わらせたいと考えているようで、この申請が県に上げられた後に、特定事業に関する申請を行う予定と伺っております。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。では8号議案ですが、いろいろご意見は出ておりますが、申請に関しては農地法に則ったもので考えますと、意見や小委員会からの報告のとおり許可相当となるかと思われまます。ただし、許可相当となるには、今、各委員から出たこの転用により懸念されている内容がございますので、それらを意見として考慮するよう意見書に附すということで、本案件については許可相当ということでもよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは8号議案は意見を附して許可相当ということで決定いたします。続きまして9号議案は取下げとなりましたので、10号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 用途地域で第3種農地ということですし、親子間での使用貸借で専用住宅を建てられるということですので、問題はないと思われまます。許可相当でもよろしいと思

ます。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは10号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは10号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして11号議案です。現地調査をしておりますが、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は住宅地として区画整理されているような場所で、ガスと水道の引き込みも済んでいるような状況でありますので特に支障はないと思います。許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 住宅地で問題ないと思いますので許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは11号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは11号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案です。土地区画整理地事業地内の土地であります。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現地は住宅地の中にあつて住宅と住宅の間にある土地です。特に問題はないと思いますので許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは12号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは12号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして13号議案です。現地調査をしております。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この場所ですが、事務局の説明や小委員長からもお話があつたように、前面が狭隘道路という状況で、消防法上、どうなっているのか気にはなっていたのですが、関係部署に申請が出されているということで確認されておりますので許可相当でよろしいのかと思っております。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 第3種農地ということで、特に問題はないと思います。

会長 ★★委員、いかがでしょうか。

★★委員 現在のここは遊休農地の状態になっていますし、第3種農地でもありますので許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。それでは13号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声)それでは13号議案は許可相当ということで決定いたします。

続きまして、第14号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。この案件は議事参与制限を受ける委員がいらっしゃいます。★★委員、★★委員、★★委員は議案審議が終了するまで退席をお願いします。(★★委員・★★委員・★★委員退出)それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画の承認について（利用権設定）をご説明します。
（内容等について説明する。）

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは14号議案については承認とさせていただきます。（★★委員・★★委員・★★委員入室）
続きまして、第15号議案 茂原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号 茂原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」についてをご説明します。
（内容等について説明する。）

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは15号議案については承認とさせていただきます。
続きまして、第16号議案 令和5年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第16号 令和5年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についてをご説明します。
（内容等について説明する。）

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは16号議案については承認とさせていただきます。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- ・その他

会長 以上で本日の総会を終了します。